

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

1. 本政令案の趣旨

- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号。以下「改正法」という。）が、第204国会において成立し、令和3年2月3日に公布されたところ。本政令案は、同法の施行日（一部を除き、改正法の公布日から起算して10日を経過した日。）に合わせ、関係政令の規定を整備するもの。

2. 本政令案の概要

- 改正法により法附則第1条の2が削除されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令を廃止するとともに、同項を引用して新型コロナウイルス感染症を定義していた関係政令について、所要の改正を行う。
- 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）を集中的に実施すべき事態の要件について、新規陽性者数等の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、都道府県において感染の拡大のおそれがあると認められる場合であって、その感染の拡大に関する状況を踏まえ、医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められることと規定する。
- まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態における都道府県知事の要請に係る対象の基準について、新規陽性者の数やクラスターの発生状況、発生の動向及び原因等と規定する。
- まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態におけるまん延防止のために必要な措置として、従業員に対する検査受診の勧奨、入場者の整理等、発熱等の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒等、入場者に対するマスクの着用等の感染の防止に関する措置の周知、当該措置を講じない者の入場の禁止を規定する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態の要件について、新規陽性者数等の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、都道府県を越えて感染が拡大している、又はまん延していると認められる場合であって、当該感染の拡大により、医療の提供に支障が生じていると認められることと規定する。
- そのほか、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うとともに、施行日について改正法の施行の日から施行することと規定する。

3. 根拠条項

改正法第31条の2第2項、第31条の4第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、第45条第2項、第62条第3項及び第69条第3項

4. 施行期日等

- ・ 公布日：令和3年2月上中旬（予定）
- ・ 施行期日：改正法の施行の日（改正法の公布日から起算して10日後）